

省エネ家電 買い換え補助金

先着順
予算上限
1,000万円

一般家庭でのエネルギー費用負担の軽減や
温室効果ガス排出量の削減を図るため、
省エネ効果の高い家電への買い換え費用の一部を補助します。

☎生活環境課 995-1816



エアコン



冷蔵庫

対象家電はエアコンと冷蔵庫

市内の販売店で購入したエアコンまたは冷蔵庫で、
以下の省エネ基準を満たすもの

- エアコン▶2027年度を目標年度とする省エネルギー基準達成率が100%以上であること
 - 冷蔵庫▶2021年度を目標年度とする省エネルギー基準達成率が100%以上であること
- ※1世帯当たり、エアコンまたは冷蔵庫のどちらか
1機種・1回限りです。

対象者

市に住民登録があり、自らが居住する住宅の既存機器の買い換えのため、同種の省エネ家電を購入し、当該住宅に設置した人で、以下に該当しない人

- 市税の滞納がないこと
- 暴力団員等でないこと

補助金額は5万円が上限

本体購入費用の3分の1（上限5万円）

※本体購入費用には、工事費、運搬費、家電リサイクル料金、消費税などは含まれません。

購入前に事前申込が必要

対象家電を購入する前にオンラインフォームまたは以下の窓口、生活環境課への郵送で事前申込を行ってください。

事前申込期間／10月6日(火)～11月30日(月)

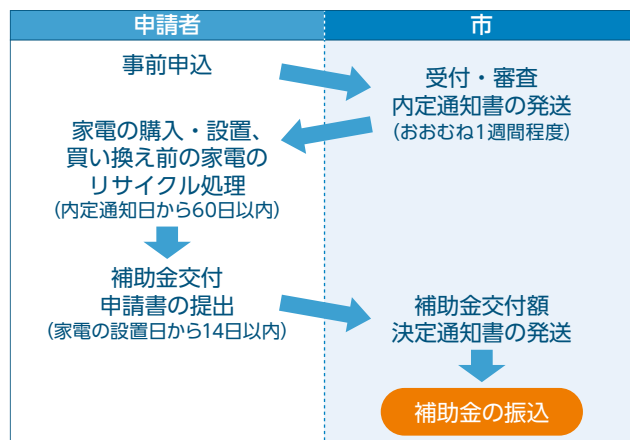
※予算額に達した場合、受付を終了し、達した日に到着したものは抽選で補助金交付内定者を決定します。

【窓口申込】

10月6日(火)・7日(水)▶市役所地下会議室

10月8日(木)～▶市役所1階生活環境課

申請の流れ



注意

- ・買い換え前の家電は、家電リサイクル法に基づき適正に処分することが条件です。
- ・内定通知日前に購入した家電は、補助対象になりません。
- ・申請にあたっては、市公式ウェブサイトで「申込みの手引き」、「よくあるご質問」を確認してください。
- ・申請書類は窓口でも配布しています。